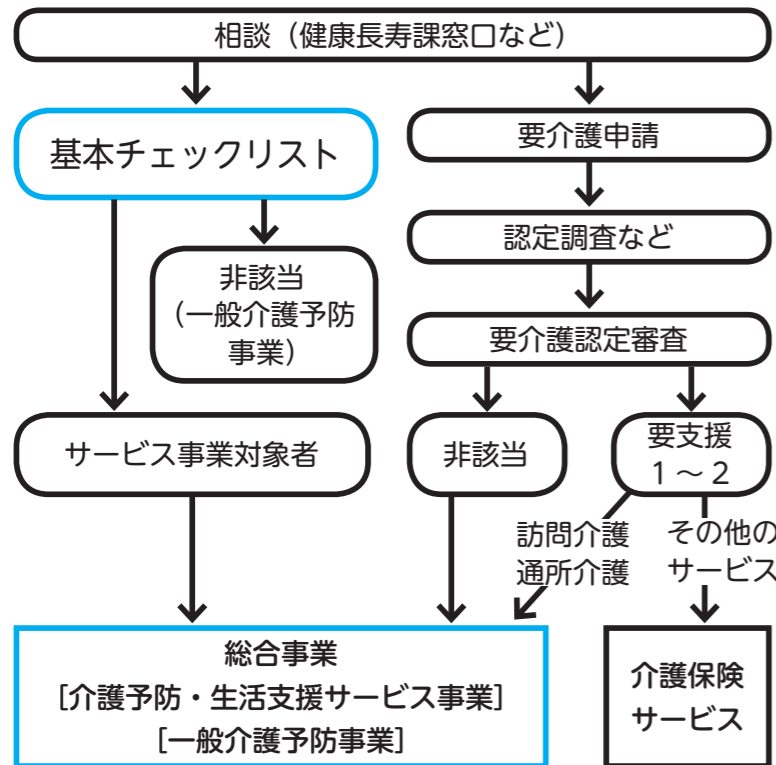


来年4月から申請方法も変わります



平成29年4月から、明らかに要介護1以上の人や、訪問看護・福祉用具・住宅改修などを希望する人以外は、健康長寿課窓口または地域包括支援センターで、25～30項目の「基本チェックリスト」を行います。

「基本チェックリスト」では、必要なサービスを利用できるように、運動機能の低下や、閉じこもり、認知機能の低下などの確認を行います。

今までのような認定調査や審査を行う必要がないため、より迅速なサービス利用が可能になります。

※要介護1～5の人の申請方法やサービスに変更はありません

地域で高齢者を支えるまちを目指して



来年 (H29年) 4月から

「介護予防・日常生活支援総合事業」スタート

要支援1・2の人のサービスが変わります

■問い合わせ
健康長寿課 ☎64・6014

介護保険制度の改正に伴い、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）がスタートします。この総合事業は、要支援者から元気な高齢者までを対象に、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

総合事業開始に伴い、要支援1・2の人が利用している「訪問介護」（ホームヘルプ）と「通所介護」（デイサービス）が、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして、市の状況に応じたサービスに切り替わります。

例えば、地域住民による活動支援や、NPO・民間企業の、従来のサービスに加え、多様なサービスが、今までの単価より低額な料金で利用できることとなります。

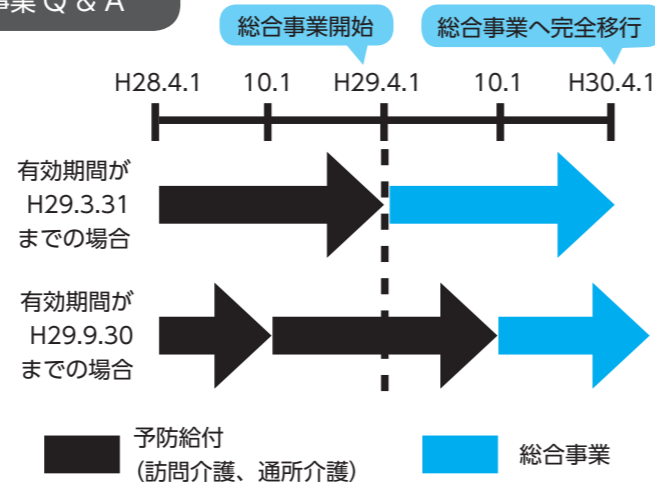
市では、現在、新たな生活支援サービスを検討しています。また、その担い手となるボランティアの養成研修や地域の支え合い体制づくりなどの準備を進めています。

総合事業 Q & A

Q. 現在訪問介護と通所介護を利用中の人は、いつ移行されるの？

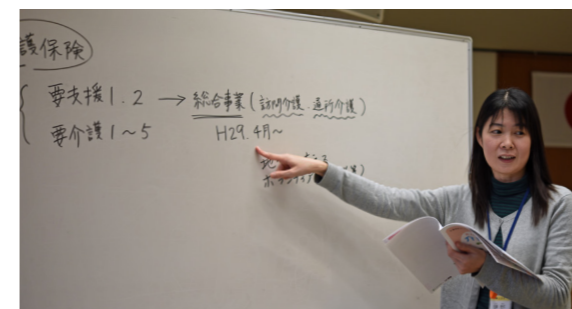
A. 平成29年3月31日以降に、認定有効期間終了を迎える人から移行されます。たとえば、認定有効期間が平成29年3月31日までの人は、4月1日から総合事業に移行されます。

※対象者には、7月頃に個別通知します



来年度への取り組み

ボランティア養成研修



資格を持たない人でも、新たなサービスの担い手になれる地域づくりのために、ボランティア養成研修を実施します。研修を経て、ボランティアとして登録されると、高齢者の生活支援サービスなどの担い手として活躍できます。

元気ハツラツ教室【モデル事業】



公民館などで行う元気ハツラツ教室を、本年度は、地域の支え合い活動を推進するモデル事業として、地域の住民で月に1回自主運営します。「ほほえみサポーターズ」などの支援を受けながら運営し、効果を検証していきます。

※「ほほえみサポーターズ」はp12に関連記事



健康長寿課
面谷 早紀 保健師

総合事業では、高齢者のみなさんが、生きがいをもって社会参加できる活動の提供や、新たなサービスの担い手になることが求められています。

また、地域で活動することは、自らの介護予防・健康維持につながります。

市では、互助を基本とした、地域みんなで高齢者を支える地域づくりを目指しています。

みなさんも、地域づくりにぜひ協力してください。